# 苦情解決の仕組み

## サービス利用者

保護者

苦情・ご意見など

責任者の段階の相談で納得いかない場合には、 第三者委員会に直接相談し、話し合いへの立 会・助言を求める事ができます。

苦情などの内容の確認報告を 受けた旨の通知を行います。

#### 受付担当者

主任サービス管理責任者 酒井 幸子

苦情・ご意見などの受付・記録

## 第三者委員会

(相談窓口)

横田 康宜(人権擁護委員)

坪井 玲子(人権擁護委員)

伊藤 章代(主任児童委員)

必要に応じて話し合いに立ち会います。

# 苦情解決責任者

施設長 坂野 由枝

話し合いにより解決します

保護者の求めに応じて報告

- 相談解決の結果(改善事項)は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。
- 以上の仕組みで解決できない苦情・ご意見などは、各都道府県に設置された運営適正委員会 に申し立てる事もできます。